

## 浪江焼麺太国 麺定制度募集要綱

### 「なみえ焼そば」について

「浪江焼麺太国」は、登録商標(第5293430号)です。また、「なみえ焼そば」は、商標登録出願中です。無断でその名称を使用して商売(販売)をすることはできません。

**※無断で上記商標又はこれに類似する商標を使用すると、刑事罰が科せられること又は損害賠償の責任を負うことがあります。**

**「なみえ焼そば」の名称を使用して「なみえ焼そば」を提供(販売)するためには次の手続きが必要です。**

#### 【1. 検麺に合格する。】

なみえ焼そばの歴史、浪江焼麺太国の活動趣旨などについて学ぶ座学と、なみえ焼そば調理法の実技との二分野の研修(年2回開催予定のうち1回)を受講し、筆記試験及び検麺に合格する。

#### 【2. 麺定登録をする。】

浪江焼麺太国の麺定会員として登録をする(入会金、40,000円)。なお、入会金を収めた麺定会員には、公認の大堀相馬焼の皿10枚、所定の幟旗1枚と麺定証(認定証)が授与される。

#### 【3. 麺財符契約(フランチャイズ契約)を交わす。】

なみえ焼そばに関する活動の管理運営を行う合同会社リバイバルと商標等使用契約を交わし、麺財符(契約書)の交付を受ける。ロイヤリティーの金額は「なみえ焼そば」売り上げの5%となります。

#### 【4. 麺定会員の更新について】

麺定会員は、おおむね2年ごとに報告書(\*別途ご案内)を提出し、書類審査を受け会員資格を更新する。必要があれば、店舗もしくは研修会場で実技などの審査をします。不定期に「覆麺調査」も実施します。

詳細については、浪江焼麺太国事務局までお問い合わせ下さい。

メールアドレス:[taikoku.men@gmail.com](mailto:taikoku.men@gmail.com)

担当者:浪江焼麺太国 事務局 浅見公紀

※ 電話によるお問い合わせは受け付けておりません。

## 「麺定制度」(研修制度)について

「麺定」は、なみえ焼そばの調理法を習得するとともに、なみえ焼そばの歴史及び浪江焼麺太国の活動趣旨を理解して頂くための研修制度です。

「麺定」は、基本的に1泊2日で行われ、年2回、二本松市（予定）で実施されます。なお、受講料は1万円(宿泊費、交通費、懇親会費は別途負担)で、定員は毎回20人です。応募多数の場合、書類を確認の上、浪江町民、福島県民、その他の順で優先させていただきます。

### 【麺定内容】

- ・ 1日目 (13:00~16:00)
  - ①浪江焼麺太国レギュラー麺バーによる座学
- ・ 2日目 (10:00~16:00)
  - ①検麺(②実技指導及び実技試験)
  - ②筆記試験(契約書への署名、押印)
  - ③「麺定会員」称号(麺定証)授与式

※ 筆記試験及び検麺に合格された方に「麺定会員」の称号が与えられます。

※ 定期的な更新講習会制度(報告書提出)を設け、資質の向上に努めていただきます。

### 「麺定会員」資格について

【受講資格】 通年提供(定番メニュー)を前提とした店舗営業の飲食店経営者または従業員、法人。ケータリングカー等の移動販売、露店営業は不可。麺定会員がイベントなどで提供(販売)することも許可いたしません。

※期間限定等の企画商品(大手メーカー、飲食チェーン等)は別途形態の契約となります。

①麺定会員は、入会金40,000円(同一法人で複数店舗の場合も入会金は40,000円)を収めることにより大堀相馬焼の皿10枚と幟旗2枚、麺定証が授与されます。

②麺定会員は、皿を追加購入(1枚 税別3,000円)することができます。幟旗の追加は不可となりますが、破れ、汚れなどによる交換を希望する場合は実費(1枚 税別3000円)で対応いたします。

③麺定会員は、麺財符を入手することにより、浪江焼麺太国のロゴマーク(幟旗)及び「なみえ焼そば」の名称を使用することができます。ただし、使用する用途については申告、確認が必要とな

ります。独自のれん、看板等を作ることはできません。メニュー表、POP等を作成する場合においても確認が必要となります。

④麺定会員は、検麺に合格した個人(法人)に与えられるもので、同一法人であっても複数店舗で提供の際は、店舗ごとの検麺が必要となります。

※使用する権利を第三者と共有又は第三者に許諾若しくは譲渡することはできません。尚、「B-1グランプリ」は登録商標ですので、B-1グランプリまたは、それを想起させる表現は一切使用できません。